

災害廃棄物安全評価検討会

委員 _____ 様

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分に等に関する要望書

三陸の海を放射能から守る岩手の会 一同

拝啓

この度の大震災そして福島第一原発事故へのご尽力に敬意を表します。

さて、この度の原発事故により放射能に汚染された大量の瓦礫や汚泥が発生しておりその焼却処分について現在検討中との報道がありました。瓦礫等の処理についてその一方法である焼却処分がなされる場合、周辺の放射能汚染の広がりが非常に危惧されます。

焼却処分について具体的には以下のような疑問があります。

- 1) 瓦礫中の放射性のセシウムやヨウ素、ストロンチウム、テルル、ニオブなどの物質を焼却した場合フィルターで捕捉されるのか、その根拠となる報告書があるのか。各核種について何%まで捕捉されるのか。根拠を明らかにすべきではないか。
- 2) そもそも放射性廃棄物の焼却を目的としていない焼却場で実施することは構造的にも技術的にも問題があり、加えて焼却従事者や周辺住民にとってもあまりに被ばくリスクが大きいのではないか。
- 3) 放射性物質の半減期による減衰を待ち処理する方法がベストではないか。
- 4) 焼却場の従業員の被ばく防護の教育は大丈夫か。周辺住民の被ばくは大丈夫か。
- 5) 焼却場周辺の環境影響調査はどうなのか、実施する場合には周辺住民へ周知徹底と了解を得てから行うのか。
- 5) 拙速は避け、十分な時間をかけて公衆の理解を得つつ最も良い処理処分を実施することが長期的観点からも大切なことではないか。
- 6) 焼却灰はどのように処分がなされるのか、これが不明のまま実施することは問題点を先送りすることになるのではないか。
- 7) どうしても焼却をしたい場合には原子炉規制法に基づくクリアランス制度に準ずるべきではないか。クリアランスレベルに相当する放射性セシウムの濃度は0.1Bq/g=100Bq/kgになっている、この濃度以下に限って焼却処理をするべきではないのか。
- 8) 岩手県滝沢村にある全国の医療用廃棄物処理工場RMCへ搬入される廃棄物のドラム缶の表面線量率は容器表面の1cm線量当量率は5μSv/h以下になっている。ここでは短半減期の核種のみを受け入れているが、さらに1年以上の減衰期間をとった後焼却処理を行っている。福島事故による瓦礫焼却処理との整合性はどうか。

2005.6に米科学アカデミーが大規模疫学調査結果（BEIRVII）を報告しています。これによれば「低線量被ばくでも発ガンリスクはある」と結論づけています。

貴委員におかれましては現地の人々に寄り添いこの問題を親身にお考え頂き拙速を避け慎重審議をお願いします。

貴委員へ以下要望します。

要望事項

- 1) 放射能汚染を広げる廃棄物の焼却処理は実施しないこと。
- 2) どうしても焼却処理を実施するのならば、原子炉廃棄物のクリアランス制度に厳密に準じて行うこと。それができないのならば実施を見送り、放射能の減衰を待ってから処理すること。

問い合わせ先 三陸の海を放射能から守る岩手の会 世話人永田文夫
岩手県盛岡市山岸6-36-8 永田方
電話・FAX 019-661-1002

